

一般社団法人日本透析医学会が発行する会誌等に掲載されている 著作物の転載等利用料金規程

令和2年3月27日 理事会制定

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本透析医学会が発行する会誌等の転載等許諾に関する規程（以下「転載等許諾規程」という。）第7条の規定に基づき、一般社団法人日本透析医学会（以下「本学会」という。）が発行する日本透析医学会雑誌及び日本透析医学会 Book シリーズ（以下「会誌等」という。）に掲載されている著作物を准営利（商業誌等）又は営利（商用を目的とする販売促進用資料等）を目的として利用する場合の料金について定めるものとする。

(料金)

第2条 転載等許諾規程第3条に規定する目的として転載利用しようとする申請者は、別表に定める料金を本学会に支払うものとする。

(その他)

第3条 本規程を改正する場合は、本学会編集委員会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年12月4日から施行する。

附則 この規程は、令和4年5月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則 この規程は、令和6年12月6日から施行する。

別表

【転載料金】

(税別)

利用種別		准営利 ※ 1		営利		備考
利用目的		主に学術を目的とする場合 (商業誌等)		商用を目的とする場合 (販売促進用資料等)		
転載する図表の数		図表 3 点まで	図表 4 点以上	図表 3 点まで	図表 4 点以上	
部 数	10,000 部まで	30,000 円	40,000 円	80,000 円 (50,000 円)	120,000 円 (90,000 円)	※ 2
	10,001 部以上	60,000 円	80,000 円	160,000 円 (100,000 円)	240,000 円 (180,000 円)	※ 2
資料等を上映・公衆送信 (スライド・動画, ウェブ サイト, アプリケーション 利用など) する場合の 転載複写		60,000 円	80,000 円	160,000 円 (100,000 円)	240,000 円 (180,000 円)	※ 2, 3

※ 1 准営利に該当する出版物のうち, 本学会員が執筆, 監修する書籍, 論文等への転載は無料とする.

※ 2 営利の欄の () 内の金額は, 日本透析医学会賛助会員が利用する場合の料金を示す.

※ 3 資料等を上映・公衆送信 (スライド・動画, ウェブサイト, アプリケーション利用など) する場合の転載複写の利用期間は承認後から 1 年とする. 転載開始より 1 年を経過し, 継続して転載を希望する場合には 1 年ごとに再申請する必要がある.

※その他: 上記にあてはまらないものについては, 当該委員会で協議の上, 決定する.